

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	家庭用品品質表示・消費生活用製品安全法・電気用品安全法立入検査事業		整理番号	1309-017		
第2次 総合計画体系	政策目標	4 安全・安心なまち	担当部署	産業課		
	分野別施策	5 消費者対策の充実	所属長	山下 真広		
	主な施策	1 消費生活に関する啓発等の推進	電話番号	79-5345		
根拠法令等	家庭用品品質表示法 消費生活用製品安全法 電気用品安全法					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	平成17年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input checked="" type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	町内の卸売り業者以外の家庭用品販売業者	対象者	
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	毎日の暮らしの中で、使用されている家庭用品、消費生活用品、電気製品などを対象に、製品の欠陥による事故や不当な消費生活用品の流通を未然に防止し、危険及び事故の発生を防止し、安全な消費生活を確保する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	<p>1.家庭用品: 県で決定された家庭用品品質表示法の項目(繊維製品・合成樹脂加工品・雑貨工業品・電気機械器具)ごとに1品ずつ4品目</p> <p>2.消費生活(特定用品): 国の定めた技術上の基準に適した旨のPSCマークがないと販売できない特定製品</p> <p>3.電気用品: 経済産業省が定めた立入検査の電気製品重点品目</p> <p>以上3項目について、立ち入り検査を実施、不適正な表示表示責任者に、指導文書を通知し改善報告を受ける。表示責任者が町外の業者の場合や重大な不適正表示が確認された場合は、県に連絡する。</p> <p>立入検査等実施要領に沿って、年1回2人1組での立入検査を行い、立入検査計画・立入検査実施状況報告書を作成し県へ報告書を提出。</p>		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<p>【令和4年度対象品目 検査店舗等】</p> <p>1.家庭用品: セーター・洗面器・電子レンジ・サングラス 以上4品目 検査店舗数 18店舗 53品</p> <p>2.消費生活(特定用品): ライター・圧力釜・乗車用ヘルメット・石油ストーブ 以上4品目 検査店舗数 18店舗 91品</p> <p>3.電気製品: モバイルバッテリー・直流電源装置・空気清浄機、ホットプレート・電気天火 以上5品目 対象店舗数12店舗 70機種</p> <p>以上3項目: 不適正な表示等は無。</p>		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	1,315,600	うち繰越分↓ 0	1,337,500	うち繰越分↓ 0	1,383,800	うち繰越分↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	県支出金(b)	1,315,600	うち繰越分↓	1,337,500	うち繰越分↓	1,383,800
	地方債(c)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	その他(d)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	うち受益者負担	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	一般財源(e)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
特定財源の名称・金額	徳島県移譲事務市町村交付金 1,337,500円(家庭用品 564,700円 消費生活(特定製品) 711,500円 電気製品 61,300円)					
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 6 商工費 項 1 商工費 目 1 商工総務費 会計年度任用職員報酬 1,337,500円					
備考						